

議案第16号

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例（平成17年亀山市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表の1 使用料の表中

個室の使用に係るもの	1日につき
------------	-------

個室南	4,320円
個室北	3,240円
特別室	6,480円

個室の使用に係るもの	地域包括ケア病床以外	1日につき
	地域包括ケア病床	1日につき

個室南	4,320円
個室北	3,240円
	1,080円

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。